

横浜市における特別定額給付金について

令和 2 年 4 月 20 日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

本市においても、早期の給付開始に向け、準備を進めておりますので、現在の状況を連町内会長及び各単会長あてに情報提供させていただきます。最新の情報につきましては、隨時、本市ホームページや広報よこはま等において、周知してまいります。

1 特別定額給付金の概要

(1) 給付対象者

基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者

(2) 受給権者

その者の属する世帯の世帯主

(3) 給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

(4) 申請方法

ア 郵送申請方式

横浜市から受給権者あてに郵送された申請書に振込先となる銀行口座等を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに横浜市に郵送する方式

イ オンライン申請方式（マイナンバーカードを所持している世帯主が利用可能）

マイナポータルから、受給対象者の氏名や生年月日のほか、振込先となる銀行口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請する方式

※電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類のアップロードは不要

(5) 申請期限

郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内

(6) 給付方法

原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振込み

(7) その他

配偶者やその他親族からの暴力等により、市外から、もしくは市内で避難している場合は、現在の居住地（避難先）に住民票を移していなくても給付金を受け取ることができます。

詳しくは、総務省の「特別定額給付金センター：0120-260020」へお問い合わせください（5 月 18 日（月）以降は、「横浜市特別定額給付金受付センター」でも対応します）。

2 スケジュールについて

月 日	内 容
5月 12 日	オンライン申請受付開始
5月 18 日	横浜市特別定額給付金受付センターの開設
5月 29 日頃（予定）	郵送申請用の申請書の発送開始
5月下旬見込	オンライン申請者への給付開始
6月上旬（予定）	郵送申請者への給付開始

3 詐欺の注意喚起について

給付金に関連して、国、県、市・区役所が次のようなことをすることは【絶対に】ありません。

- ・「暗証番号」「口座番号」「マイナンバー」などをお聞きすること
- ・「通帳」「キャッシュカード」などを預かりすること
- ・現金自動支払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振込みを求める
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求める

＜「怪しいな」と思ったら下記へご連絡ください＞

- ・お近くの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）
- ・消費者ホットライン（局番なしの「188」）
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン（0120-213-188）

4 お問い合わせ

横浜市特別定額給付金受付センター

（コールセンター）

0570-045592

※5月18日（月）に開設。9時から17時まで（5・6月は土・日曜も対応）

- ・特別定額給付金コールセンター（総務省：0120-260020）もご利用いただけます。
- ・FAXは市民局総務課定額給付金担当（681-8379）へお送りください。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について

最終更新日 2020年5月11日

 印刷する

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者を対象に臨時特別給付金を支給します。

給付対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者

※特例給付の受給者(児童手当の所得制限を超過し、児童1人あたり月額5,000円を受給している受給者)は本給付金の対象外です。

支給対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

(令和2年4月で新高校1年生になっている児童も対象です)

給付金の申請

公務員以外の方は、特段の申請は不要です。

※公務員の方は申請が必要になります。詳細は後日掲載します。

支給時期

令和2年6月15日以降順次振込を予定しています。

このページへのお問合せ

横浜市こども青少年局こども家庭課手当給付係

電話：045-641-8411 ファクス：045-641-8412